

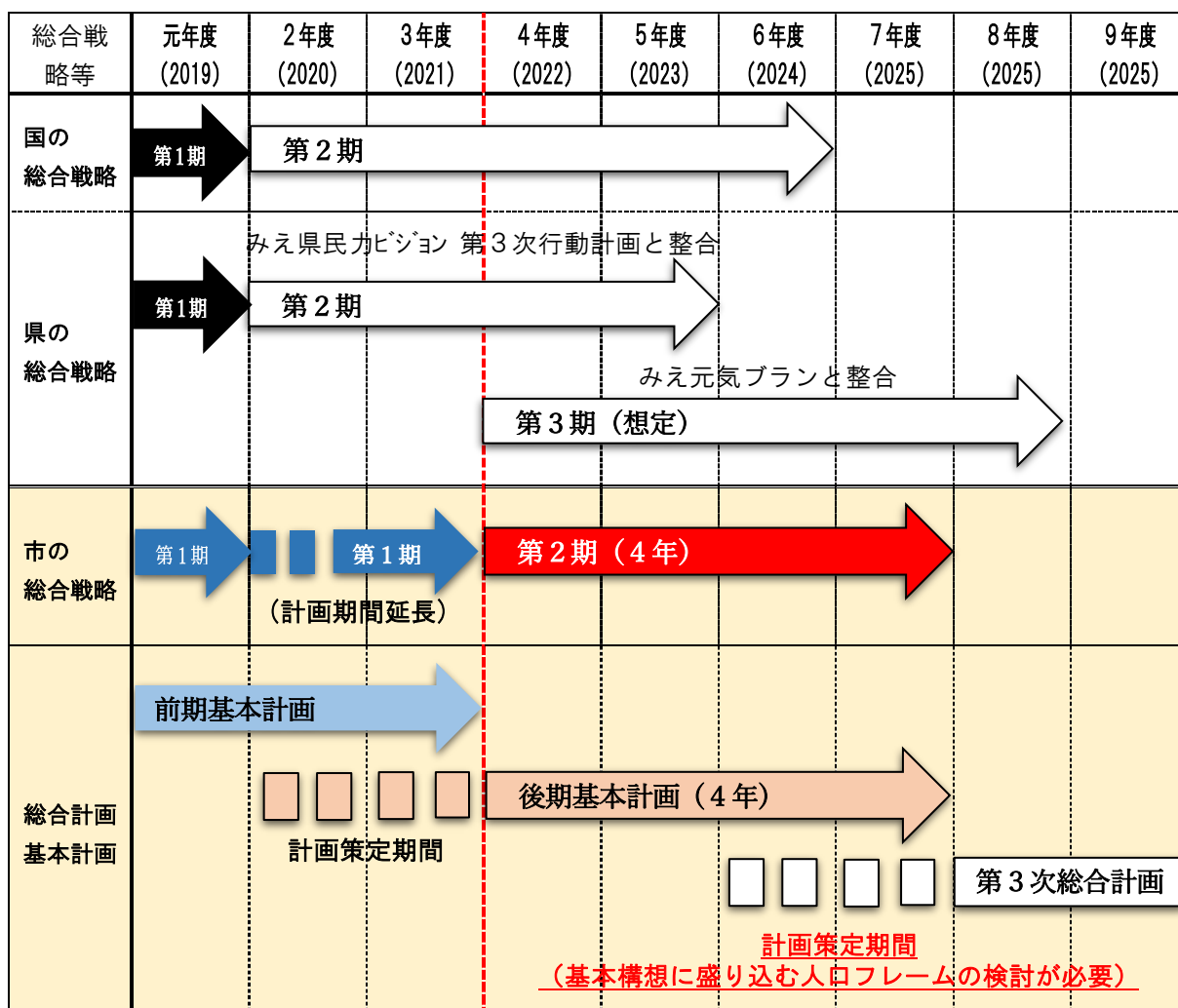
## 第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する基本的な考え方

## 1. 第2期亀山市まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間について

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という。）は、後期基本計画との相互の一体性・整合性を向上させ、関連施策の実効性ある推進に繋げるため、第1期総合戦略の期間を2年延長し、その始期を令和4年度としています。

また、令和8年度からスタートする第3次亀山市総合計画における人口フレームの検討などにおいて、総合戦略と一体的に策定している人口ビジョンの改訂等が求められます。

このことから、第2期総合戦略の計画期間については、後期基本計画と同様の令和4年度から令和7年度の4年としています。

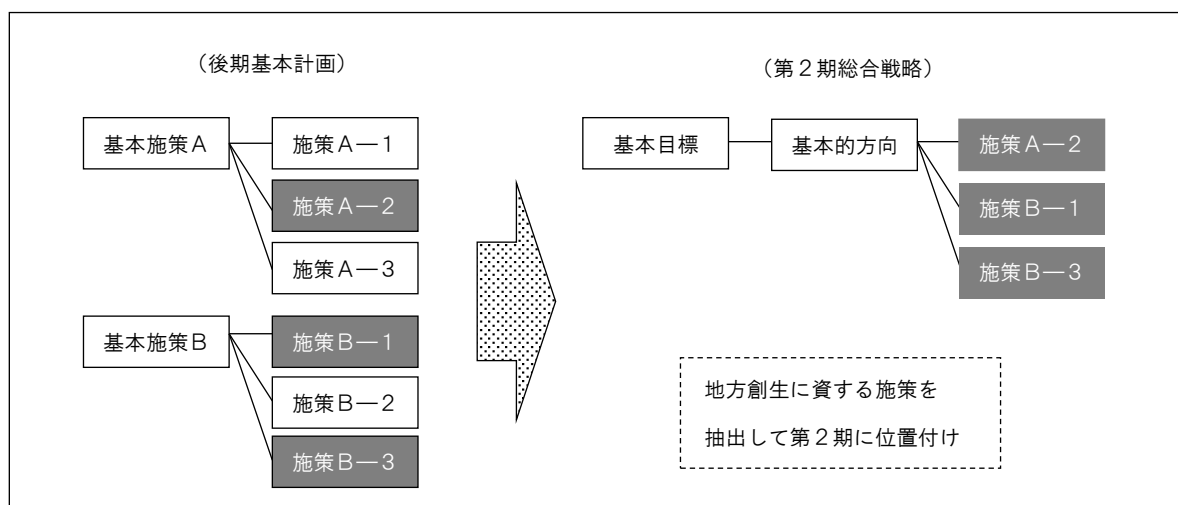


## 2. 後期基本計画をベースとした計画策定

後期基本計画との相互の一体性・整合性を向上させ、関連施策の実効性ある推進に繋げるため、第2期総合戦略の始期を令和4年度としています。また、先行して策定作業を進める後期基本計画は、「人口減少社会への対応」や「定住促進」、「持続可能な社会の形成」など、地方創生の視点も踏まえた計画としています。

こうしたことから、第2期総合戦略は地方創生の要となる「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」等を政策の柱として、後期基本計画に位置付ける施策のうち、人口減少対策として地方創生に資する施策を取り入れる形で策定します。

【図 後期基本計画からの施策抽出イメージ】



また、地方創生関連交付金や企業版ふるさと納税制度など、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略への位置付けを求められる国支援に幅広く対応するため、地方創生に資する施策を幅広く取り入れます。

## 3. 第2期総合戦略の策定スケジュール

第2期総合戦略は、地方創生会議の意見を踏まえ、必要な庁内調整を図った上で計画案をとりまとめます。その後、令和4年5月下旬から6月下旬にかけてパブリックコメントを実施し、令和4年6月末に策定します。

5月19日 令和4年第1回地方創生会議

5月下旬 計画案の策定

5月下旬～ パブリックコメント

6月下旬 計画策定